

資格確認書等交付時制度説明冊子作成請負業務
一般競争入札説明書

【内訳】

入 札 説 明 書
仕 様 書

令和7年3月

茨城県後期高齢者医療広域連合

入札説明書

令和7年3月5日に公告した資格確認書等交付時制度説明冊子作成請負業務に係る一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

資格確認書等交付時制度説明冊子作成請負業務

(2) 委託業務の内容

資格確認書等交付時制度説明冊子作成請負業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 履行期限

令和7年7月18日

(4) 納入場所

仕様書で指定する場所

(5) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 申請書を提出する時点で有効な茨城県物品調達等競争入札参加資格者名簿において「広告・出版・催物」に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(2) 全国の地方公共団体及び全国の後期高齢者医療広域連合が発注する同類業務に対して、業務委託についての受注実績がある者であること。

(3) 委託業務に関する管理責任者を適正に配置できる者であること。

(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。

(6) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。

- ア 暴力団員が事業主又は役員となっている者
- イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
- ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
- オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）に関する質疑応答書提出場所

〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地 ミオス1階
茨城県後期高齢者医療広域連合 総務課
電話 029-309-1211
FAX 029-309-1126

- (2) 入札説明書等の交付場所

茨城県後期高齢者医療広域連合総務課及び茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページで行う。

ホームページアドレス <https://www.kouiki-ibaraki.jp/>

- (3) 入札説明書等の交付期間

入札公告の日から令和7年3月12日（水）まで

ただし、茨城県後期高齢者医療広域連合総務課における入札説明書等の交付は、茨城県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第1号）第1条第1項に定める休日を除く午前9時から午後4時までの間において行うものとする。

- (4) 入札説明書等に関する質問方法等

ア 質問方法

FAX又はEメールにより質疑応答書を提出すること。

Eメールアドレス：k08soumu@union.ibaraki.lg.jp

イ 質問期間

入札公告の日から令和7年3月12日（水）正午まで

これ以降に到達したものについては回答しないので留意すること。

- (5) 入札者に求められる事項

ア この入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ入札説明書等の交付を受けるか、又は閲覧しなければならない。

イ 入札参加希望者は、次の書類を上記3(3)で指定する入札説明書等の交付期間内に提出しなければならない。

なお、入札参加希望者は、提出した書類について広域連合職員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書
- ② 一般競争入札参加資格確認申請書を提出するときにおいて有効な茨城県物品調達等競争入札参加資格結果通知書の写し
- ③ 契約実績証明書
- ④ 申出書

(6) 一般競争入札参加資格審査結果

一般競争入札参加資格確認申請の審査結果については、令和7年3月18日(火)までに審査結果通知書を発送する。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年3月27日(木) 午後2時30分

茨城県後期高齢者医療広域連合事務所

(8) 入札の辞退

上記3(1)に示す入札書の提出場所へ郵送又は持参により、開札日時までに到着するよう、辞退届を提出するものとする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額を、入札保証金として、入札日に納付しなければならない。

ただし、茨城県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成21年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第4号。以下「財務規則」という。）第134条第1項各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。

イ 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額を、契約保証金として、契約締結のときに納付しなければならない。

ただし、財務規則第161条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札に関する条件に違反した入札及び財務規則第139条各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第135条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札結果の公表

入札結果は、茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページ等で公表する。

資格確認書等交付時制度説明冊子作成請負業務仕様書

- 1 事業名 資格確認書等交付時制度説明冊子作成請負業務
- 2 履行期限 令和7年7月18日
- 3 作成数量 61,000部
- 4 寸法等 B6変形判(103mm×182mm) 32ページ(表紙本文含む)
- 5 用紙 上質紙 四六判 55kg
- 6 刷色 4色フルカラー
- 7 納入場所 茨城県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)及び
及び数量 県内44市町村(【別紙】のとおり)
- 8 納入期限 令和7年6月27日

9 業務内容

(1) 掲載事項

- ・高齢者の医療の確保に関する法律で規定する後期高齢者医療制度について、被保険者を含む茨城県民にわかりやすく周知するものであり、次の項目に関する事項は必ず記載すること。
- ・掲載内容のイメージについては、広域連合より別途提供することとする。

- ①後期高齢者医療制度の被保険者は、75歳以上(65歳以上75歳未満で、一定の障害があると認定された方)であること。
- ②医療機関等にかかるときの受付手順等に関すること。
- ③後期高齢者医療制度で受けられる医療給付に関すること。
- ④医療費の自己負担割合及び自己負担限度額に関すること。
- ⑤高額療養費及び高額介護合算療養に関すること。
- ⑥入院時の食事代等に関すること。
- ⑦第三者行為の届出に関すること。
- ⑧療養費及び葬祭費等の支給に関すること。
- ⑨保険料(保険料率、算出方法、軽減措置、納付方法、口座振替等)に関すること。
- ⑩保健事業(健康診査、医療費通知、お薬手帳、ジェネリック医薬品等)に関すること。
- ⑪後期高齢者医療制度の概要
- ⑫広域連合及び茨城県内市町村担当課の問い合わせ先
- ⑬表紙に「茨城県後期高齢者医療広域連合」の名称及びシンボルマークを記載すること。

(2) デザイン、構成等

- ・デザイン、構成等については、次のとおりとする。
- ・詳細については、広域連合と受注者が協議して決定する。

①文章について

- ・本文の文字の大きさについては、原則12pt以上（脚注や図表等の文字については、この限りではない）とする。

②イラストについて

- ・当冊子の作成については、イラスト等を掲載し、読みやすいものとする。
- ・イラストは受注者が必要に応じて、挿入及びレイアウトすること。
- ・イラストの内容は必要に応じて、広域連合がイメージを指定し、受注者が準備すること。

③デザインについて

- ・対象者が後期高齢者であることを配慮し、全体の統一性を持たせた見やすいデザインとすること。
- ・いばらきユニバーサルデザイン（UD）サービス・情報ガイドライン等を参考に色弱者が混同する色の組合せを避けて作成すること。

④用紙について

- ・仕様書に定める用紙の調達が困難な場合については、広域連合の了解を得た上、代替の用紙による作成を認めることとする。

⑤成果物について

- ・成果物のデータについては、PDF形式で作成すること。
- ・広域連合ホームページへの掲載を想定しているため、校正の段階で発生した不要な線、文言等は必ずデータから削除すること。
- ・成果物については、著作権の帰属先に関わらず、被保険者を含む茨城県民に周知することを目的とする限りにおいて、広域連合及び茨城県内市町村のホームページへの掲載等の二次的著作物の利用を許諾すること。
- ・広域連合ホームページへのアップロードに支障が無いよう、PDFデータひとつあたりの容量については、500KB程度を目安とし、最大でも1MBを超えないものとする。
- ・表紙と本文のデータが1つのPDFデータにまとまっていることが望ましいが、当該データ容量が1MBを超えてしまう場合は、表紙と本文を分割したり、本文をページごとに分割したりしても差し支えないが、事前に広域連合と協議して決定すること。
- ・成果物のデータについては、CD-ROM等の電子媒体2組を広域連合へ納入すること。

(3) 校正

- ・校正については、色校を含め原則3回以上行うこととする。

(4) 納入について

- ・納入物を100部で束ね、容易にわかるよう、仕切紙などを挿入して区分すること。

(5) 納入前検査

- ・納入前に納入予定物品 100 部を広域連合へ提出し、検査を受けること。また、成果品は検査を受け、合格をした後に納入すること。
- ・前項の検査に合格しないときは、納入期限までに必要な措置を講じてあらためて検査を受けること。また、不合格品に係る措置に要した費用は、受注者の負担とする。
- ・当該検査に用いる物品については、納入数量に含めないものとする。

(6) 成果品等の帰属

- ・委託業務の履行に伴い発生する成果品及び納品データの所有権については、すべて広域連合に帰属すること。

10 注意事項

- ・業務着手前に工程表を作成の上、業務日程を広域連合と協議して決定すること。
- ・成果品の作成工程で特許等にかかる技術を使用する場合には、受注者の責任において、その特許等の使用許可を得るとともに、その費用を受注者が負担するものとする。
- ・パンフレットに使用するイラスト、写真、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任を受注者が負うこととする。
- ・入札額については、作成費用だけでなく、配送にかかる費用など一切の費用を含めること。
- ・掲載事項については、国からの情報に合わせて校正時に変更する場合がある。

11 その他

- ・本仕様書に定めない事項及び疑義が生じた場合については、その都度、広域連合と受注者が協議して決定する

令和7年度 資格確認書等交付時制度説明冊子 納入場所及び数量

No.	市町村名	部署名	郵便番号	住所	電話番号	数量
1	水戸市	保健医療部 国保年金課	310-8610	茨城県水戸市中央一丁目4番1号	029-232-9528	4,300
2	日立市	保健福祉部 国民健康保険課	317-8601	茨城県日立市助川町1丁目1番1号	0294-22-3111	3,400
3	土浦市	保健福祉部 国保年金課	300-8686	茨城県土浦市大和町9番1号	029-826-1111	2,600
4	古河市	健康推進部 国保年金課	306-8601	茨城県古河市長谷町3番18号	0280-22-5111	2,800
5	石岡市	生活環境部 保険年金課	315-8640	茨城県石岡市石岡一丁目1番地1	0299-23-1111	1,500
6	結城市	市民生活部 保険年金課	307-8501	茨城県結城市中央町二丁目3番地	0296-32-1111	1,100
7	龍ヶ崎市	健康スポーツ部 保険年金課	301-8611	茨城県龍ヶ崎市3710番地	0297-64-1111	1,600
8	下妻市	保健福祉部 保険年金課	304-8501	茨城県下妻市本城町三丁目13番地	0296-43-2111	900
9	常総市	健康保険課	303-8501	茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3	0297-23-2111	1,200
10	常陸太田市	保健福祉部 保険年金課	313-8611	茨城県常陸太田市金井町3690番地	0294-72-3111	1,100
11	高萩市	市民生活部 市民課 後期高齢者医療担当	318-8511	茨城県高萩市本町1丁目100番地の1	0293-23-2117	700
12	北茨城市	市民福祉部 保険年金課	319-1592	茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地	0293-43-1111	1,000
13	笠間市	保健福祉部 保険年金課	309-1792	茨城県笠間市中央三丁目2番1号	0296-77-1101	1,600
14	取手市	健康増進部 国保年金課	302-8585	茨城県取手市寺田5139番地	0297-74-2141	2,300
15	牛久市	保健福祉部 医療年金課	300-1292	茨城県牛久市中央3丁目15番地1	029-873-2111	1,700
16	つくば市	保健部 医療年金課	305-8555	茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1	029-883-1111	3,300
17	ひたちなか市	保健福祉部 国保年金課	312-8501	茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号	029-273-0111	2,500
18	鹿嶋市	健康福祉部 国保年金課	314-8655	茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1	0299-82-2911	1,500
19	潮来市	市民福祉部 市民課	311-2493	茨城県潮来市辻626番地	0299-63-1111	700
20	守谷市	健幸福祉部 国保年金課 後期高齢者医療担当	302-0198	茨城県守谷市大柏950番地の1	0297-45-1111	1,300
21	常陸大宮市	保健福祉部 医療保険課	319-2292	茨城県常陸大宮市中富町3135番地の6	0295-52-1111	900
22	那珂市	保健福祉部 保険課	311-0192	茨城県那珂市福田1819番地5	029-298-1111	1,100
23	筑西市	保健福祉部 医療保険課	308-8616	茨城県筑西市丙360番地	0296-24-2111	2,200
24	坂東市	市民生活部 保険年金課	306-0692	茨城県坂東市岩井4365番地	0297-35-2121	1,100
25	稲敷市	市民生活部 保険年金課	300-0595	茨城県稲敷市犬塚1570番地1	029-892-2000	1,000
26	かすみがうら市	市民部 国保年金課	315-8512	茨城県かすみがうら市上土田461番地	0299-59-2111	900
27	桜川市	市民生活部 国保年金課	309-1292	茨城県桜川市岩瀬64番地2	0296-75-3125	1,000
28	神栖市	健康増進部 国保年金課	314-0192	茨城県神栖市溝口4991番地5	0299-90-1143	1,600
29	行方市	市民福祉部 国保年金課	311-3512	茨城県行方市玉造甲404番地	0299-55-0111	800
30	鉾田市	福祉保健部 保険年金課	311-1592	茨城県鉾田市鉾田1444番地1	0291-36-7642	1,100
31	つくばみらい市	保健福祉部 国保年金課	300-2395	茨城県つくばみらい市福田195番地	0297-58-2111	1,000
32	小美玉市	保健衛生部 医療保険課	319-0192	茨城県小美玉市堅倉835番地	0299-48-1111	1,000
33	茨城町	保健福祉部 保険課	311-3192	茨城県東茨城郡茨城町小堤1080番地	029-292-1111	800
34	大洗町	住民課 後期高齢・年金係	311-1392	茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275	029-267-5111	400
35	城里町	国保年金課 医療福祉グループ	311-4391	茨城県東茨城郡城里町大字石塚1428番地25	029-288-3111	500
36	東海村	福祉部 保険課	319-1192	茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号	029-282-1711	600
37	大子町	町民課 国保年金担当	319-3521	茨城県久慈郡大子町大字北田気662番地	0295-76-8125	500
38	美浦村	保健福祉部 国保年金課	300-0492	茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515番地	029-885-0340	400
39	阿見町	保健福祉部 国保年金課	300-0392	茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号	029-888-1111	900
40	河内町	町民課 国保高齢者保健係	300-1392	茨城県稲敷郡河内町源清田1183番地	0297-84-2111	300
41	八千代町	町民くらしの部 国保年金課	300-3592	茨城県結城郡八千代町大字菅谷1170番地	0296-48-1111	500
42	五霞町	町民税務課 町民グループ	306-0392	茨城県猿島郡五霞町小福田1162番地1	0280-84-1965	300
43	境町	福祉部 保険年金課	306-0495	茨城県猿島郡境町391番地1	0280-81-1306	500
44	利根町	保険年金課 後期医療係	300-1696	茨城県北相馬郡利根町大字布川841番地1	0297-68-2211	500
45	広域連合	事業課 資格保険料係	311-4141	茨城県水戸市赤塚1丁目1番地 ミオス1階	029-309-1213	4,000
				合計		61,000